

第30号議案

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の表学務課の部中 「課務担当主査

付金に関すること。」の次に次の一号を加える。

二 学校給食費の公会計制度に関すること。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

文京区教育局処務規則（平成四年教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（教育推進部各課及び係の分掌事務） 第七条 教育推進部各課及び係（課務担当主査を含む。以下同じ。）の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 略 学務課 学事係 略 課務担当主査 略 課務担当主査 略 課務担当主査 一 区立学校の学校給食無償化及び無償化の対象外となる児童生徒等に係る給付金に関すること。 二 <u>学校給食費の公会計制度に関すること。</u> 課務担当主査 略 教育指導課 略 児童青少年課 略 <u>付 則</u> <u>この規則は、令和七年四月一日から施行する。</u>	（教育推進部各課及び係の分掌事務） 第七条 教育推進部各課及び係（課務担当主査を含む。以下同じ。）の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 略 学務課 学事係 略 課務担当主査 略 課務担当主査 略 課務担当主査 一 区立学校の学校給食無償化及び無償化の対象外となる児童生徒等に係る給付金に関すること。 <u>（新設）</u> 課務担当主査 略 教育指導課 略 児童青少年課 略